

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成26年12月2日に実施した教育局生涯学習部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年7月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成26年12月2日

2 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成27年6月11日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>スポーツ課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市学校プール開放監視業務委託(津久井地域)において、次のような不適切な事例が見られた。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 入札事務において、経費の負担に係る薬剤の数量等が、仕様書と予定価格調書の基となる設計書で相違していた。</li><li>2 契約書約款中、条文の文言が一部欠落していた。</li><li>3 受注者から提出された監視員の勤務報告書について、仕様書で定める勤務時間及び人数との相違が散見された。また、同時に提出されたプール開放監視業務日誌の勤務報告との相違も散見された。</li></ol> <p>上記の事例の一部は、相模原市学校プール開放監視業務委託(中野小学校)においても見られた。</p> <p>これらのことは、入札契約事務における基本的な点検・確認や検査・検収が不十分であることを示しており、中でも入札に当たり作成された仕様書と設計書において、経費の積算に当たったの基となる数量に相違が見られたことは、入札の適正性を疑わせるものであり、遺憾と言わざるを得ない。</p>	<p>相模原市学校プール開放監視業務委託(津久井地域)において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>相模原市学校プール開放監視業務委託(津久井地域)における関係書類の記載内容の精査・確認をはじめ、事務処理方法及び確認体制の見直しにつきましては、課内に平成27年2月から4月末までプロジェクトチームを設け、委託業務の仕様や提出書類の様式等について抜本的な見直しを行い、基本的な仕様書及び提出書類の様式を定めるとともに、複数の財務取扱職員で内容確認を行うよう確認体制を強化いたしました。</p> <p>次に、入札契約事務の重要性の再認識と担当職員及び管理監督者の意識改革につきましては、生涯学習部長から部内の所属長に対し、平成26年12月10日付けで職員全員に対し監査結果の周知を行うこと、契約行為の重要性、契約・財務に関する法令・制度について再認識させること、作成した書類等を職員が相互に確認し合う職場環境の醸成や意識付けへの取り組みを行うことなどの再発防止に取り組むよう指示しました。また、平成27年3月31日付けで、複数の職員による契約書のチェック体</p>

入札契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むとともに、担当職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。

制を整えるよう指示しました。

スポーツ課内においては、平成26年12月16日までの間で各班において財務及び契約事務に係る課内研修を実施し、財務・契約に係る事務の業務手順や契約書の作成に係る留意事項について、ヒヤリハット事例を交え、再確認いたしました。

今後につきましては、定期監査において指摘を受けたことを重く受け止め、入札契約事務の誤りが重大な事故に発展する危険性等について部全体として再認識し、部長を筆頭に入札契約事務の適正な事務執行に取り組んでまいります。